

# 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運営要綱

平成16年11月 4日  
実施

## 1 目的

この要綱は、青梅市教育委員会と警視庁との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」にもとづく連絡（以下「連絡」という。）を円滑に実施するとともに、実施する上で取り扱う個人情報 を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 適用範囲

この要綱は、青梅市立小・中学校（以下「学校」という。）に適用するものとする。

## 3 連絡の対象事案

学校に在籍する児童・生徒に関して、次の各号にあげる事案とする。

### (1) 警察署から学校への連絡事案

ア 逮捕事案

イ ぐ犯少年送致事案

ウ その他非行少年等および児童・生徒の被害にかかる事案で警察署長が学校への連絡を必要と認める事案

### (2) 学校から警察署への連絡事案

ア 児童・生徒の非行、問題行動およびこれらによる被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

イ 学校内外における児童・生徒の安全確保および犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

## 4 学校の役割

(1) 学校は、前項にあげた事案（以下「問題行動等」という。）に関し、警察署と必要な情報の連絡を行うものとする。

(2) 学校は、問題行動等に関し、必要に応じて警察署と協力して対策を講ずるものとする。

## 5 学校が連絡をとる警察署

学校は、原則として学校所在地を管轄する警察署と連絡をとるものとする。ただし、問題行動等の内容により、必要と認めたときは、他の警察署と連絡をとるものとする。

## 6 連絡の範囲

連絡の範囲は、対象事案にかかる児童・生徒の氏名、事案の概要および対象事案に関係した児童・生徒の健全育成に資するため、協定の連絡責任者である警察署長または校長が連絡を必要と認める事項とする。

## 7 連絡担当者

- (1) 学校における連絡担当者は、当該児童・生徒が在籍する学校の連絡責任者である校長とする。ただし、校長は事案の内容により教頭または生活指導主任、担任等の主幹または教諭を連絡担当者として指定することができる。
- (2) 警察署における連絡担当者は、警視庁少年育成課長または警察署長が指定した者とする。

## 8 連絡の方法

学校における連絡担当者は、電話または面接により警察署の連絡担当者に連絡をとるものとする。

## 9 記録の作成および報告

- (1) 学校における連絡担当者は、警察への連絡を行った後、ただちにその内容を「学校から警察への連絡内容の記録」(様式第1号)に記録する。ただし、連絡担当者が校長以外の者である場合には、校長の確認を受ける。
- (2) 警察からの連絡は、連絡担当者が受け、その内容を「警察から学校への連絡内容の記録」(様式第2号)に記録する。ただし、連絡担当者が校長でない場合は、校長に報告するものとする。
- (3) 学校は、前2号により連絡をした事案があった場合には、教育委員会指導室に「学校から警察への連絡内容の記録」および「警察から学校への連絡内容の記録」の写しを親展文書で送付し、報告するものとする。

## 10 学校における情報の適正管理

- (1) 前項第1号または第2号により作成した文書は、校長が指定する者

が一括して適正に管理し、保管する。また、この文書は複写をせず、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄する。

- (2) 警察から連絡のあった内容については、個人にかかる情報であることから、児童・生徒の指導に必要な範囲の利用に限るものとする。
- (3) 警察に対して連絡する内容については、犯罪および非行を解決または防止し、被害の拡大を防ぐために必要な限度の情報とする。
- (4) 連絡の内容やその伝達には正確を期する。
- (5) 警察からの連絡および警察への連絡の内容については、原則として当該児童・生徒およびその保護者に知らせ、事実確認を行う。
- (6) 校長は警察から連絡を受けた内容の学校における取扱いについて、必要な対応を指示する。

#### 11 警察から連絡を受けた場合の学校の対応

- (1) 学校は、対象事案に関係した児童・生徒が健全な学校生活を送れるよう、継続的指導を行う。
- (2) 学校は、対象事案に関係した児童・生徒に対応する際に、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみにもとづいて、当該児童・生徒に不利益な措置や対応が行われることのないよう、必要な対策をとらなければならない。特に、進学等に際して不利にならないよう配慮する。
- (3) 学校は、犯罪被害者となった児童・生徒が健全な学校生活を続けられるよう、十分に配慮し、必要な対策をとる。

#### 12 その他

- (1) 教職員に本制度の趣旨を周知徹底し、校長の指導の下、教職員が相互に協力して制度を適正に運用できる体制を確立する。
- (2) 児童・生徒に対して本制度の周知徹底を図るとともに、保護者に対して本制度の趣旨を説明し、十分な理解・協力を求める。
- (3) 本制度を円滑に実施するため、警察署、教育委員会は必要に応じて協議を行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 13 実施期日

この要綱は、平成16年11月4日から実施する。

## 学校から警察への連絡内容の記録

連 絡 内 容	
1	該当理由（複数該当する場合は複数選択） 学校内だけでは下記決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 内容が悪質で社会的な反響が大きな問題行動 複数の学校の児童・生徒や非行集団・不良グループが関係した 問題行動 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりするこ とを防ぐために警察の協力 が必要な場合 その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題 行動
2	連絡の概要
3	関係者（学校に関係者がいる場合にのみ記入）

連絡日時 連絡方法	年      月      日（      ）      時      分 面接・電話		
連絡担当 者		受理者	

同一事案について継続的に連絡する場合も、警察に連絡するごとに記  
録する。

警察から学校への連絡内容の記録

連 絡 内 容	
1	該当理由（複数該当する場合は複数選択） 逮捕事案 ぐ犯事案 触法事案 不良行為事案 被害事案 その他、児童・生徒の指導上連絡することが必要と認められる場合
2	連絡の概要
3	関係者（学校に関係者がいる場合にのみ記入）

連絡日時 連絡方法	年      月      日（      ）      時      分 面接・電話	
連絡担当者		受理者

同一事案について継続的に連絡を受けた場合、警察から連絡を受けると共に記録する。